

各部長  
教育長 様  
各行政委員会の事務局長

経営企画部長

## 平成28年度予算編成方針(依命通達)

### 1 国の動向

国の『平成 28 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』によると、平成 28 年度予算は『経済財政運営と改革の基本方針 2015（骨太の方針）』で示された『経済・財政再生計画（2016 年度～2020 年度）』の初年度予算であり、本格的な歳出改革に取り組み、「施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」とあります。

地方の一般財源総額については、2018 年度までにおいては 2015 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされましたが、地方に対しても、行財政改革を分野横断的に進めるとともに、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国と地方で基調を合わせた歳出改革・効率化・地方自治体の経営資源の有効活用を進めるとされています。

また、その際に財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として地方交付税制度の改革に取り組むとされ、リーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくとされており、その動向を注視し、情報収集に努めるなど適切に対応していく必要があります。

### 2 本市の財政状況と今後の見通し

平成 26 年度普通会計決算では、実質収支額は 1,202,941 千円であるものの、不足する財源を財政調整基金からの繰入金で補填したことなどから、実質単年度収支額は、△442,998 千円と 3 年連続で赤字となりました。

財政の硬直度を示す経常収支比率は、普通交付税や臨時財政対策債等の経常一般財源等が大幅減となったことに加え、扶助費、物件費、繰出金の増などにより、経常経費充当一般財源等が大幅増となったため、前年度より 5.1 ポイント悪化の 98.4%と県内でワースト 1 となりました。

今後の見通しとして歳入では、消費税率の引上げによる地方消費税交付金の増額や、市税について景気回復、徴収率向上対策等による増収があったとしても、地方交付税が危機対応モードから平時モードに切り替えが進められることなどから、一般財源総額の大幅な増加は見込めない状況です。

一方、歳出では、子育て支援をはじめとする社会保障関係経費に加え、都市計画事業や施設の老朽化対策などに伴う普通建設事業の増加が見込まれるなど、行政需要は増大していくことが見込まれます。

### 3 予算編成の方針

本市のこのような財政状況を踏まえ、『人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道』の実現を目指すには、持続可能な財政運営を維持しつつ、各種財政需要に的確に対応し、より一層計画的・効率的な財政運営を徹底する必要があります。

平成28年度当初予算編成に当たっては、経常収支比率の抑制を念頭に、経営改革会議での検討結果に基づき、徹底して経常経費の見直しを行うとともに、喫緊の行政課題に対しては適切に対応していきます。

なお、市政の透明性の向上と開かれた予算編成とするため、スケジュールや要求額など予算編成過程の一部を市ホームページにおいて公表します。

以上を平成28年度予算編成方針としますので、下記事項に留意の上、年間予算を的確に把握し積算し、通年予算として要求するよう通達します。

## 記

### 1 基本的事項

- ① 経営改革会議の検討結果に基づき、要求を行うこと。  
なお、予算編成過程で結論を得るとされているものは、要求時点で必要な検討を行っておくこと。
- ② 重点取組項目以外のものについても、①にならうこと。
- ③ 本市の厳しい財政状況を全職員が認識し、計画、実施、検証、見直しのマネジメントサイクルに基づく要求を行うこと。
- ④ 国の予算や地方財政対策の動きを注視し、その動向把握を迅速かつ的確に行い、適切な対応に努めること。
- ⑤ 四街道市財務規則第107条第1項の額を超えて随意契約を行っている契約について契約内容等細かに検証し、競争入札へ移行できるよう見直しをすること。

### 2 歳入に関する事項

- ① 市税については、現年課税分の確実な徴収を基本とし、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、マイナンバー制度を活用した徴収対策を研究するなど、収納率向上対策を推進し、収入を確保すること。  
また、税負担の公平性を確保するため、現年度徴収に努めるとともに、関係部署・機関との連携を図り、滞納繰越額及び不納欠損額の縮減を図ること。  
市税以外の各種徴収金についても同様とする。
- ② 使用料及び手数料については、新料金による収納となるため適切に積算するとともに、減免についての取扱いは厳格に行うこと。
- ③ 国庫支出金・県支出金については、国・県の予算編成の動向を注視し、市町村向け補助金などの特定財源の確保に努めるほか、市内各種団体に対する国・県等の補助制度の活用についても検討すること。
- ④ 市有財産のうち、具体的な利用計画がない土地等については、売却、貸付など有効活用に努め、収入の確保と維持管理費の削減を図ること。

### 3 歳出に関する事項

- ① 扶助費等については、受給件数や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、対象者や扶助額について精査し、予算の肥大化を招くことのないよう給付の厳格化に努めること。特に市の単独事業については、制度の必要性、費用対効果等を必ず整理し、必要に応じ制度改正に積極的に取り組むこと。また、国・県の補助対象と

なる事業において補助割れしている事業については、他市町村と連携して国・県に対し要望に努めること。

- ② 物件費については、経常経費削減の取組みの観点から、積算・仕様を見直すなどして3%以上の縮減を図ること。

なお、調査、計画作成等の業務委託については、高度に技術的、専門的な業務、又は、委託することによる時間外勤務手当の削減が見込める事業など、明らかに業務全体の経費節減に繋がるものに限る。

- ③ 補助金については、経営改革会議の検討結果を踏まえ徹底した見直しを行うこと。

なお、新たに補助制度を創設する場合は「補助金交付に関する基準」を踏まえ、公益性、事業効果等を再検証した上で要求すること。

- ④ 維持補修費で経常的に配分していた事業については、具体的なものを除き要求額の抑制に努めること。

- ⑤ 普通建設事業については、最小の経費で効果が認められる積算とすること。

#### 4 その他の事項

特別会計においても以上の方針と同一の基準に立って予算編成を行うものとする。なお、特別会計の原則に則り、一般会計との負担区分を明確化し、安易に財源不足を一般会計からの繰入金に依存することのないよう留意すること。